

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

### (基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにいじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

### (いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

### (学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。特に教師は次のように児童に向き合う。

- ・児童に寄り添い、一緒に活動する
- ・児童の変化を敏感に感じ取り、迅速に関わる
- ・常に児童の身になって考えようとする
- ・児童の努力を認め、励ましのことばをかける
- ・日頃から人権を尊重したことばづかいに心がける

- いじめに係る情報が教職員に寄せられたときは、他の業務に優先して対応する。
  - いじめにあたるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場にたって判断する。
  - いじめと「認知」した場合は、速やかに、生徒指導主事→管理職→教育委員会へ報告。
  - いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、表面的形式的に判断することなく、様子をきめ細かく観察するなどして確認する。
- ※ 特定の教職員が情報を抱え込み、いじめ防止対策委員会（校内いじめ対策組織）に報告しないことは法律違反になり得る。

## 2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

### (1) 基本施策

#### ① 学校におけるいじめの防止

ア 「いじめはどの学校・どの児童にも起こりうること。」という基本認識に立ちあげ、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。

イ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、

全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

ウ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う各種活動に対する支援を行う。

エ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として人権標語・作文の募集やいじめ0フォーラム・人権集会等を実施する。

## ② いじめの早期発見のための措置

### ア いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ・児童対象いじめアンケート調査 年3回（7月、12月、2月）
- ・保護者対象いじめアンケート調査 年1回（12月）
- ・教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査

年2回（6月・11月）

### イ いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- ・緊急スクールカウンセラーの活用
- ・いじめ相談窓口の設置（保健室）

### ウ いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。

### エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

## (2) いじめ防止等に関する措置

### ① いじめ防止等の対策のための組織「いじめ問題対策委員会」の設置

いじめ防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ問題対策委員会」を設置する。（別紙）

#### < 構成員 >

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター

その他、校長の判断により、必要に応じて人権、心理、福祉、発達障害等に関する専門的な知識を有する者を参加させることができる。

#### < 活動 >

- ・いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）

- ・いじめ防止に関すること。
- ・いじめ事案に対する対応に関すること。
- ・いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。

<開催>

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

② いじめに対する措置

- ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ウ 「いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- エ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

【重大事態】いじめ防止対策推進法第28条1項

- ア 「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い  
(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- イ 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」  
(年間30日を目安・一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に調査に着手)

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、古河市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。(別紙)
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

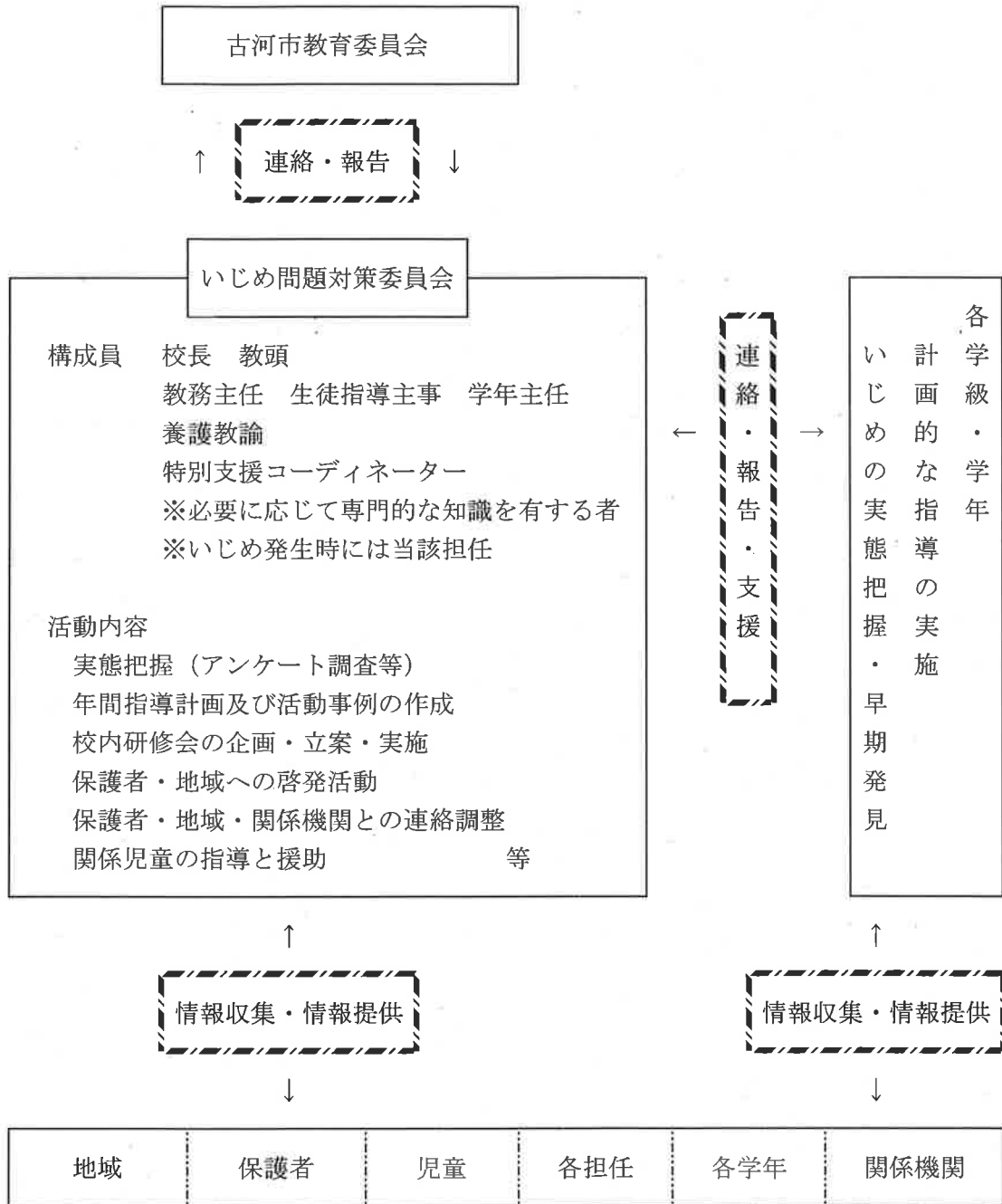
(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

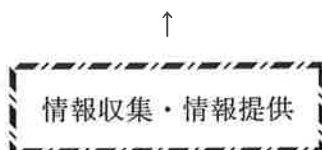
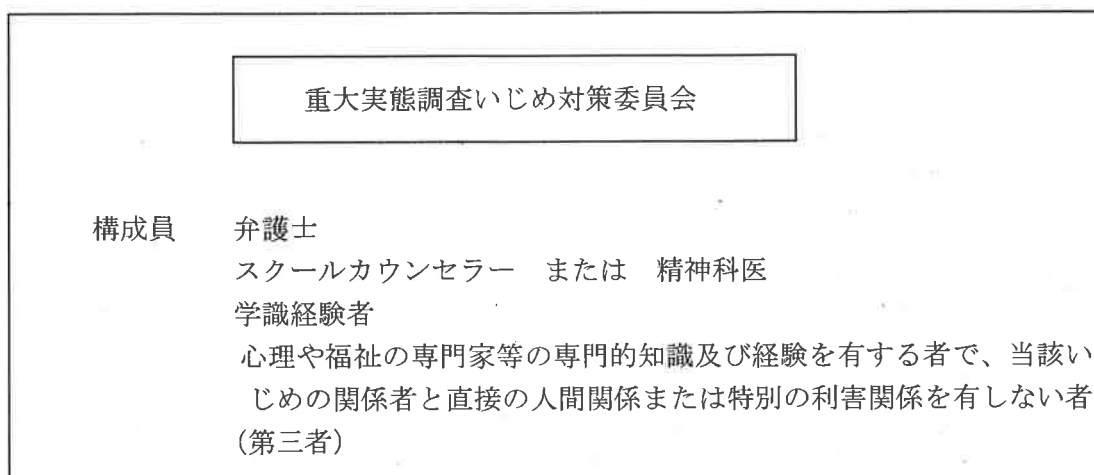
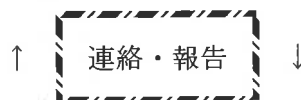
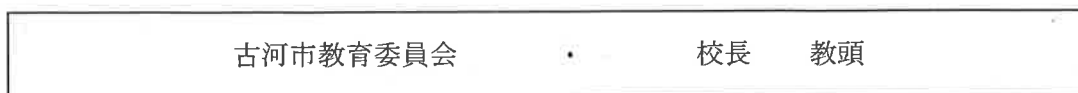
- ① いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること。

織図

I 2 (2) ① 「いじめ問題対策委員会」



II 2 (3) ② 「重大実態調査いじめ対策委員会」



地域への協力 依頼	保護者の対応 (加害者・ 被害者)	当該児童への 指導	当該学年への 指導体制	事例に応じた関係機関 との連絡調整
--------------	-------------------------	--------------	----------------	----------------------